

第3号様式（その2）

甲種漁港施設の管理に係る事業計画

名 称 山口県漁業協同組合

1 応募の理由

本漁港施設が平成12年に供用開始されて以降、旧櫛ヶ浜漁業協同組合時代より、周南市の業務委託を受けて当組合が施設の管理業務を遂行し、指定管理者制度に移行した平成18年以降も平成17年の県一漁協合併によって発足した山口県漁業協同組合が指定管理者の認定を受け、当該区域の周南統括支店が現在まで継続して管理業務を実施しております。

過去には、台風などの自然災害による施設や利用者所有船艇に被害が発生した事例も本漁港施設において数回発生しており、その際には当組合のスケールメリットを活かして復旧に必要となる資材を迅速に調達して当組合所属組合員や、当組合と漁場環境整備等で信頼関係を築いた地域企業の協力を得て、被害を最小限に抑えて速やかに復旧を行なっていました。

また、それらの活動から施設利用者の団体と信頼関係が構築されたことによって施設付近の漂着ゴミの処理を当漁協と協働して実施するほか、利用者に対して細やかな指導が可能となったことに繋がっております。

そして、気象や海流の変化など、施設近郊の環境を熟知した当漁協所属組合員とそれらの習熟度が浅い施設利用者がコミュニケーションを持つことで、海難事故を防止する効果が発生しているものと思っております。

しかし、全国的な傾向でもあることながら、当組合においても漁業者の減少ならびに高齢化が問題となっております。老衰を理由に廃業する漁業者が後を絶ちませんが、その際に問題となっているのが所有漁船の処分方法であり、近郊造船所等への売却のほか、当組合でもホームページ等を通じて漁業者及び一般市民へ船艇の斡旋を行なっております。そのような機会においても、一般市民が船艇を取得する際の障害となる購入後の係留場所として、本施設の利用を中古船の購入検討者に提案し易いことによって、放置艇・不法係留の減少が期待できます。

以上のことから、当漁協が引き続き本施設の管理運営を担うことにより、近隣海域を共に利用する漁業者と、施設利用者を中心とする遊漁者、双方のマナー向上に資するとともに、安定収入を得て漁港の保全と美化向上にも寄与できるものと期待しております。

2 施設の現状認識

供用開始以降、継続して本漁港施設の管理業務を当組合が行っており、漁港内には当漁協に所属する組合員所有の漁船が係船されていることもあって職員および組合員の出入りも多く、過去からの経緯及び施設環境の変化についても認識しております。

近年においては、台風の直撃など大きな自然災害は当施設において発生しておりませんが、過去に大きな被害が発生した以降に山口県の高潮対策事業による防波堤の嵩上げが実施されており、共用開始時よりも荒天時の安心度は高まったものと思われます。

ただ、供用開始から約四半世紀が経過して、各所の照明器具に今後は流通が停止する蛍光灯が仕様されているほか、浮桟橋デッキ基礎部分の腐食、桟橋連結部の損傷による桟橋間の段違い、アンカー部となる海底チェーンの劣化が進んでおり、施設を利用者が安全に利用するには大規模な修繕を要する状況となっております。

3 施設の管理運営に当たっての基本方針

本漁港施設は供用開始以後の数年間、ほぼ 100%近い利用率で推移していましたが、近年は利用率が年々低下している傾向にあります。

原因としては、趣味の多様化やボート所有者の高齢化の影響が考えられますが、施設老朽化による利便性低下も要因となっていると思われますので、これについては山口県の担当部署である漁港漁場整備課と連携し改善に努めるとともに、点検を密に実施し、不具合が発生した場合には速やかに対処を実施します。

また、新規利用者が利用開始する際には、必要に応じて係留ロープの整備を行ない、劣化が激しい場合には管理者側において係留ロープの新替を実施して、利用者の利便性確保に努めます。

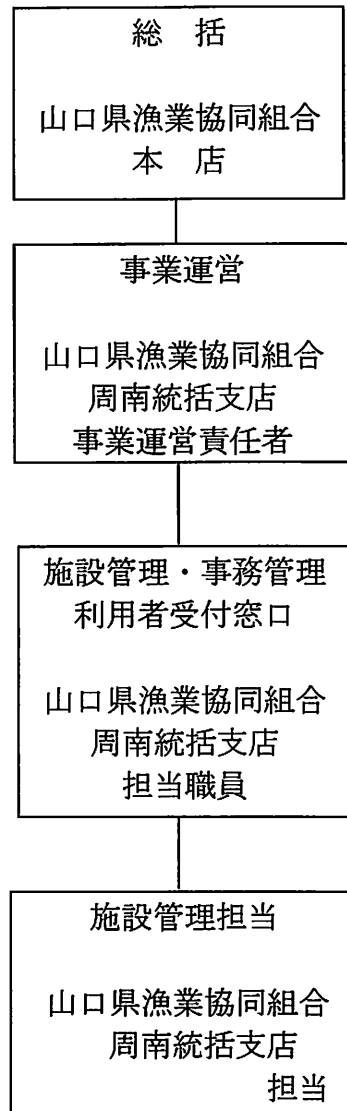
次にあげられるのが、近隣河川における不法係留の増加です。本漁港施設が開設されることとなった要因の一つに、近隣河川等に不法係留していた船艇の係留場所を担うという役割がありますが、近年再び不法係留している船艇が見受けられるようになっております。漁場保護の観点からも不法係留は解消されるべきであり、本施設の利用を促進するべく、取締り関係機関などへの協力を行なってまいります。

プレジャーボートの需要が全国的に減少している施設運営にとっては厳しい状況ではありますが、引き続き利用者協議会や関係省庁と連携して利用者の利便性を向上するとともに、魅力ある施設であるべく運営努力を行なうことを基本方針とします。

4 施設の管理運営に係る業務の実施方針

(1) 管理運営体制

本事業の管理運営は、以下に示す体制図のとおり実施します。



* 緊急を要する船舶や繫船ロープの取扱いが発生した場合は、民間業者に作業を一部委託する。

図一 1 徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等指定管理業務実施体制

(2) 職員の配置・研修計画

先の体制図に示すとおり、山口県漁業協同組合周南統括支店に事業運営責任者、事務担当職員、施設管理担当を各 1 名配置する。

なお、責任者及び担当者については、現在配置している専属職員とし個人情報保護、守秘義務等を遵守するよう引き続き徹底させる。

(3) 業務の実施方針

業務の実施に当たっては、「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）、「漁港漁場整備法」（昭和 25 年法律第 137 号）、「山口県漁港管理条例」（昭和 35 年山口県条例第 47 号）等の関連法令を遵守するとともに、「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の基準」、「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の処理基準」に基づき、実施するものといたします。

ア 使用許可等関係事務

施設利用者に対しては、毎年1月下旬に更新の手続きに関する案内とともに更新に係る使用許可申請書を同封し、申請書の入手に係る手間を省いて利用者への便宜を図ることといたします。また、利用廃止者についても申し出を受け次第、送付することといたします。あわせて受付窓口において随時書類の交付および更新、廃止に関する問い合わせに対応することといたします。

更新手続きを行なう利用者又は新規に使用許可申請手続きを行なう利用者は、「浮棧橋の使用許可の基準」に準じて定めた審査基準により使用許可の審査を行い、審査基準に適合し使用許可を行なうことを適当と判断するときは、使用許可を作成し交付します。また、使用許可を受けた利用者が許可基準、許可条件に違背する行為を行なった場合は、必要な手続きを経た上で、許可の取り消しを行なうこととし、これらの審査に当たっては、常に利用者の公平性を保つこととします。なお、指定管理者として判断がつかない場合は、山口県と協議し決定します。

イ 施設運営関係事務

利用者からの苦情、問い合わせに対しては、山口県漁業協同組合周南統括支店にて随時受け付け、即時対応可能なものについては、担当者が確認の上、誠意ある対応に努めることとします。また必要な場合は、山口県農林水産部漁港漁場整備課等の関係機関と早急に協議し適切に対応いたします。

徳山漁港利用促進協議会の開催に際しては、開催場所の確保や山口県が行なう運営の補助業務等を適切に行ない、円滑な協議会運営に協力するものとします。

ウ 利用料金関係事務

利用料金徴収については、使用許可書を交付・送付する際に払い込み案内を同封して、これを行なうものとします。料金の納入先は、山口県漁業協同組合周南支店として金融機関でもある本組合に専用口座を設けて行ないます。なお、収支の鮮明化から振込での取扱いのみとする。入金管理については、担当職員にて適切に行い、支払期限までに支払のない利用者（未納者）に対しては報告に基づき督促を行ないます。また、利用料金については、当面現行料金を踏襲することとします。

エ 公募関係事務

新規利用者の募集に関しては、未利用の係留場所について、随時、新規利用者の申し込みを受け付けることとし、新規利用への障壁を軽減する。

また、施設の空き情報については、周南、下松両市の協力を得て市広報等に掲載するほか、地域情報を発信するフリーペーパーやHPへの掲載を依頼して施設近郊の住民に対して情報提供を行ない、施設の利用促進に努めます。

オ 維持管理関係事務

施設の維持管理としては、「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の基準」別紙2に定められる管理業務の内容を遵守し、清掃、施設内の環境美化に関しては必要に応じて随時対応するとともに「徳山漁港プレジャーボート用浮棧橋等における管理業務の処理基準」別紙9の監視・点検業務を

確実に実施し、施設の適正な維持に努めるものとします。監視・点検結果については、管理記録として文書化し5年間は保持するものといたします。

特に利用の多いトイレについては適宜見回り、必要に応じて清掃を行ないます。また、施設全体の見回り時にゴミ拾いなどの簡易な清掃作業を実施するとともに、月2回の重点清掃作業も実施します。

(4) 利用者に対するサービスの向上

1) 現在実施しております利用廃止時の利用料金の未経過部分の還付は引き続き実施して参ります。

2) 毎日の定期見回り時に係留船艇に異常が見つかった場合は、所有者に早急に連絡いたします。

3) 新規利用開始時に必要であれば、係船ロープの整備・交換を行います。

(5) 個人情報の保護等

当組合は、本施設の管理運営に当たり、個人情報取扱事業者として施設利用者の個人情報に対する取組方針を以下の通り定めます。

ア. 関係法令等の遵守

「個人情報の保護に関する法律」をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン並びにこの個人情報保護に関する基本方針を遵守いたします。

イ. 利用目的

法令等により例外として取り扱われる場合を除き、施設利用に関する更新、廃止手続き・公募、抽選等の本業務の履行目的以外に利用または第三者提供をいたしません。

ウ. 安全管理措置

利用者の個人情報及び除情報の漏洩を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施します。

エ. 情報開示

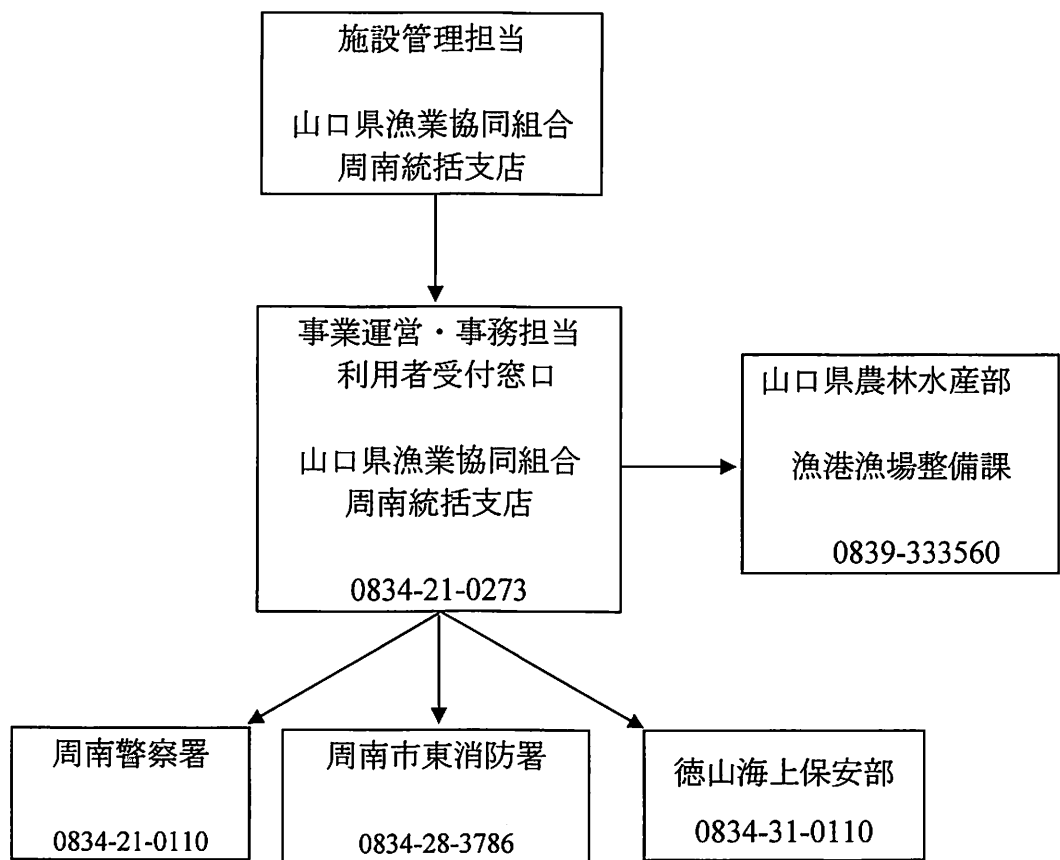
利用者からの開示、訂正、利用廃止等の申し出があった場合のみ、本人確認のうえで、適正かつ迅速に対応を行ないます。

オ. 苦情の処理

個人情報に関する利用者からの苦情に対しては、迅速かつ誠実な対応を行ないます。

(6) 緊急時の対応

事故・災害発生時には、施設管理担当者はその状況を把握し対応については、以下に示す緊急時の連絡体制に基づき、迅速に対応いたします。また、緊急的な修繕事項が発生した場合には、その内容を確認した上、必要であれば山口県との協議を即時行ない、早急に対処することといたします。



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。